

盛岡市市税条例の一部改正について

平成15年3月27日

財 政 部
市 民 部

第1 改正の趣旨

地方税法の一部改正が今国会で3月24日に可決成立いたしておりますが、これに関する政省令の改正が行われた時点で、盛岡市市税条例の一部を改正し、固定資産税の負担調整措置の継続、都市計画税の引下措置等の制度化、特別土地保有税の課税停止、市たばこ税の税率及び国保税における介護納付金課税限度額の引上げを行うとともに、その他必要な規定の整備を行うものである。

第2 改正の内容

1 固定資産税

(1) 宅地に係る負担調整措置等

平成12年度から平成14年度まで段階的に講じてきた負担水準に応じた負担調整措置を、平成15年度から平成17年度においても継続する。また、据え置き年度における下落修正措置を継続する。

著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の措置について、現行においては平成9年度に比較して地価下落率が12%以上の土地に対応した負担調整率の据え置き等の措置をとってきたが、地価下落率にかかる部分を過去3年間の価格下落率が15%以上の土地に対して適用することとする。

(2) 農地に係る税負担の調整措置

平成12年度から平成14年度まで段階的に講じてきた一般農地に係る負担調整措置を、平成15年度から平成17年度においても継続する。

一般市街化区域農地に対する固定資産税の課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置を講ずる。

2 都市計画税

都市計画税は、固定資産税において講じられている引下措置や据置措置は定められていなかったものであるが、都市計画税においても同様の措置を講ずる。

一般市街化区域農地に対する都市計画税の課税標準額の上限を評価額の3分の2とする措置を講ずる。

3 特別土地保有税

平成15年度以降、特別土地保有税の課税を行わない。

4 市たばこ税

税率の改正

(第 87 条関係)

現 行	改 正 案
1,000本につき2,434円	1,000本につき2,743円

特例税率の改正

(附則第 14 条関係)

現 行	改 正 案
旧 3 級以外 1,000本につき2,668円	旧 3 級以外 1,000本につき2,977円
旧 3 級 1,000本につき1,266円	旧 3 級 1,000本につき1,412円

5 国民健康保険税

介護保険納付金課税限度額の改正

現 行	改 正 案
70,000円	80,000円

6 その他必要な規定の整備

第 3 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日 (市たばこ税の税率改正については、平成 15 年 7 月 1 日)